

衆議院 第七十七回国会 災害対策特別委員会 議 録 第 十 三 号

(三三五)

平成二十三年七月二十日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 吉田おさむ君

理事 糸川 正晃君 理事 梶原 康弘君
理事 古賀 敬章君 理事 中根 康浩君
理事 橋本 清仁君 理事 長島 忠美君
理事 古川 禎久君 理事 石田 祝稔君
網屋 信介君 石田 三示君
石山 敬貴君 磯谷香代子君
打越あかし君 大西 健介君
大西 孝典君 川越 孝洋君
菊池長右門君 熊田 篤嗣君
小山 展弘君 齋藤やすのり君
空本 誠喜君 高橋 昭一君
高邑 勉君 富岡 芳忠君
中野渡詔子君 中屋 大介君
野田 国義君 皆吉 稲生君
山本 剛正君 吉川 政重君
若泉 征三君 渡辺 義彦君
秋葉 賢也君 江藤 拓君
小里 泰弘君 梶山 弘志君
竹下 亘君 谷 公一君
林 幹雄君 森山 裕君
江田 康幸君 高橋千鶴子君
重野 安正君

委員の異動
七月二十日

辞任

補欠選任

今井 雅人君 中野渡詔子君
岸本 周平君 渡辺 義彦君
近藤 和也君 中屋 大介君
畑 浩治君 菊池長右門君
森本 和義君 磯谷香代子君

同日

補欠選任

磯谷香代子君 森本 和義君
菊池長右門君 石田 三示君
中野渡詔子君 熊田 篤嗣君
中屋 大介君 川越 孝洋君
渡辺 義彦君 野田 国義君

同日

補欠選任

石田 三示君 畑 浩治君
川越 孝洋君 近藤 和也君
熊田 篤嗣君 今井 雅人君
野田 国義君 岸本 周平君

七月十九日

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

○吉田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。平野防災担当大臣。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○平野国務大臣 ただいま議題となりました東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生いたしました東日本大震災は、マグニチュード九・〇という巨大地震と大津波により、東日本の広範な地域に甚大な住宅被害をもたらしました。

これに対処するため、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、住宅が全壊した世帯等に対して被災者生活再建支援金が支給されるところですが、その被害の甚大さにかんがみれば、被災者生活再建支援金の支給総額はこ

れまでに例のない規模となることが見込まれ、追加の資金の手当てが必要となります。

このため、国としても、被災者生活再建支援金の支給に必要な資金を確保し、被災した世帯の生活の再建を確実に支援していく必要があります。

このような趣旨から、本法案は、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給について、国の補助率を現行制度の二分の一から五分の四へと引き上げる特例を定めております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○吉田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○吉田委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官原田保夫君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官黒木慎一君及び中小企業庁事業環境部長伊藤仁君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様におかれましては、連日の御公務また復興に関する御政務、まことに御疲れさまでございます。心より敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきます。思います。

まず、今回、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案というものも出されておりますが、こういった災害時の復旧に関するさまざまな制度、とりわけ激甚災害指定制度とそれに関連する事柄について質問をさせていただきたいと思っております。

この激甚災害の指定を受けますと、最大九〇%まで国の補助が受けられるというような制度になつておりますけれども、基本的には、考え方として、災害復旧は原状復帰が原則となつておりまして、同じ場所に同じ機能を持つ同じ施設等を建設することが原則となつております。もちろん改良復旧という考え方もございますが、原則としてはそうなっている。

しかしながら、今回、地盤沈下であったり、あるいは津波によって大きな被害を受けて、同じ場所になかなか原状復帰できないといったようなケースもかなり出ております。この制度はもとと津波被害というものを余り想定していないということが指摘できるのではないかと思っておりますが、例えば省庁によっては、事前の説明におきまして、地盤沈下したら盛り土をしてその場所に建てるべきだというような説明をしたところもございました。

この制度については非常に担当省庁も分野ごとに分かれておりますので、本日は、厚生労働省と文部科学省の担当分野についてお尋ねしたいと思います。

保育園や公民館、図書館といったような社会教育施設等が、地盤沈下や津波被害を受け、もとの場所に復旧できない今回の震災のような場合、どのような対応策が考えられるでしょうか。あるいは、自治体の状況や判断にもよりますけれども、激甚災害指定制度の活用というものは可能でしょうか。御答弁をお願いします。

○大塚副大臣 お尋ねの、保育所が今回の震災によつてもとの場所に復旧できないような被害を受けた場合でございますが、このケースにおいては、場所を移転して復旧を行う場合についても補

助対象とするということにしております。

なお、今回の災害復旧については、これも御下問にありました激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律の対象となり、自治体及び設置者に対する負担割合の軽減を図ることとなっております。

○鈴木(寛)副大臣 公民館、図書館などの公立の社会教育施設でございますけれども、御案内のように、災害復旧事業で、激甚災害法に基づきまして、三分の二の国庫補助に加えまして、起債を行った場合、その元利償還金の九五%が交付税になりますので、九七、八%まで対象になります。そして、今お尋ねの、地盤沈下や津波被害を受けて、施設が全壊、半壊をし、そして移転をしたところで新築復旧を行うという場合についても、国庫補助の対象となります。

今後とも、きょうの御議論も踏まえて、公立社会教育施設の早期復旧復興に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○小山委員 政府の取り組みには敬意を表させていただきます。被災地におきましては、この激甚災害指定制度がどこまで適用できるのか、あるいは改良復旧といったような考え方もどこまでなのかということについて、実はいろいろ不安もあつたり、問い合わせもございします。今の御答弁によりまして、保育所やその他公民館等の社会教育施設、この激甚災害の指定制度も活用できるということで御答弁をはつきりいただきましたものですから、不安もある程度解消されると思ひます。

また、これはいろいろな他省庁にまたがる制度でございますが、もし基準があいまいだったり、あるいは不都合が生じるようであれば、この激甚災害の指定制度の枠を広げる、津波被害という条件をつけた上で、例えば集団防災移転事業など、このころの枠を広げていくといったことも、もともと議員立法でございしますが、検討していくべきではないかというふうにも考えます。

次に、今後、被災地を初め、全国で一層耐震補強、震災対策を進めていかなければなりません。が、いわゆる地防法や東海地震に関する財特法、ともに保育所は法律の適用対象外となつております。保育所の耐震補強工事についてはどのような手段が考えられますでしょうか。

○大塚副大臣 まず、私立保育所の耐震化のための改築や耐震補強のための改修工事については、さきに設置をいたしております安心こども基金において必要な経費の補助を行わせていただいておりますのでございします。安心こども基金による補助率は、国が二分の一、市町村が四分の一、設置者四分の一というふうになつております。

そして、公立の保育所については、耐震化のための改築や耐震補強のための改修工事を含む施設整備費が一般財源化されておりますことから、各自治体において、地方交付税の中で対応させていただいております。

○小山委員 未来の子供たちの命を守る耐震工事でございますので、保育所も、地防法や財特法などの対象に加えるなど、今後検討が必要ではないかというふうに考えております。

次に、今回の原発被害のことについてお尋ねしたいと思います。

今、お茶の放射能の食品衛生の摂取基準等について、既にお茶というものが、飲用で飲む場合といたところでは、荒茶の段階よりも今度は大変薄まる、あるいは生葉の段階では荒茶の段階にするよりももっとも五分の一程度であるということと、荒茶の検査というものが実際の流通や食品の摂取というものとなかなか適合していないのではないかとこの声がございします。

そういう中で、こういったお茶の新基準値を求めていく、これは原子力安全・保安院の答申の中にもあつたかと思ひますけれども、こういった検討作業というものは入つていらつしやいますでしょうか。あるいは、もし検討作業に入つていないとすれば、お茶の摂取に関する基準というものはいつごろ設けることができるでしょうか。見通

しについてお願いいたします。

○大塚副大臣 まず、委員におかれましては、静岡県がお地元のお立場で、大変御心配、御苦労をおかけしておりますことを、この席をおかりいたしまして、おわびを申し上げます。

その上で、今御下問のお茶に関する放射性物質の規制でございますが、現状は御承知のとおりでございます。

そうした中で、三月の十七日に設けました暫定基準値、これについての評価を現在食品安全委員会で行つております。この食品安全委員会の評価がออกมาした段階で、どのような評価によるかによつてその後の対応は変わつてまいりますけれども、その評価を受けて基準値の見直しを行うかどうかということを検討することになつております。

また、この間、厚生労働省といたしまして、七月の十二日に薬事・食品衛生審議会のもとに置かれております特別部会において、規制値の再検討のための論点整理を行つております。

したがって、いつごろまでという見通しをきょうの段階で明示することは困難ではございますけれども、予断を抱くことなく、食品安全委員会あるいは薬食審の専門部会の意見を踏まえて対応させていただきたいと思つております。

○小山委員 それでは次に、原子力発電所の耐震設計についてお尋ねをさせていただきます。

今回、未曾有の大災害と言われておりますけれども、よくよく考えてみますと、一九六〇年代に起きたチリ地震はマグニチュード九・五、スマトラ沖地震もマグニチュード九・一、同じ地球上ではマグニチュード九規模の地震というものも発生してきたわけでございます。

今から考えると、原発などのような大変重要な施設については、少なくともマグニチュード九規模の地震も想定した対策をとるべきであつたのではないかとこのように考えられるかと思ひますが、これまでどのような考え方で耐震設計を行つ

てきたのかお答えをいただきたいと思います。
○黒木政府参考人 耐震設計についてお答えいたします。

我が国の原子力発電所につきましては、過去に起きた地震の実績、それから敷地周辺の活断層について調査をいたしまして、この調査の結果から考え得る最大の地震を想定した上で、その地震に耐え得るように設計する構造とするということが耐震設計審査指針、安全委員会が決められているものでございますが、この指針で求められているところでございます。

現在、安全委員会の指針は、平成十八年に改定が行われたことを受けて、原子力発電所ごとに耐震設計の再評価を行っているところでございます。耐震バックチェックというふうに呼んでございますが、その結果、ほぼすべての原子力発電所、幾つかの発電所を除いて中間評価が終わり、代表的なプラントについての耐震安全性評価を終えたところでございます。

その結果でございますが、東京電力福島第一原子力発電所の耐震バックチェックでは、敷地に最も影響を与える地震としてマグニチュード七・九の地震を想定し、これを上回る地震動に耐え得るように設計するという事になってございます。

また、浜岡原子力発電所の耐震バックチェックでは、想定東海地震、東南海地震、南海地震の三連動の地震を考慮し、マグニチュード八・七の地震を想定し、これを上回るような地震について耐え得るような評価となることとしてございます。

先生御指摘のように、今回、東北地方太平洋沖地震、マグニチュード九というものが発生したわけでございますので、これを踏まえまして、従前の耐震設計の指標も含めまして、徹底的な耐震設計の検証を行い、その上で抜本的な安全対策を講じてまいりたいというのが私の考えでございます。

○小山委員 確かに、今マグニチュード九規模と私も申し上げましたが、地震も陸地から、あるいは

は施設からどのぐらいの距離のところで起きているのか、直下型かそうではないのか、あるいは津波の大きさというものも、地盤の、地殻の割れ方とかいったものでも変わってくるかとは思いますが、やはり大変重要な施設であり、また事故が起ったときの被害というものは、非常に甚大という言葉でも多分形容できないと思いますので、まさに一番最悪のワーストシナリオを想定した中で耐震設計を行っていただきたい、そのように思います。

最後に、さまざまな新聞発表等でも、景気の方も大分持ち直しつつあるというような報道もございますが、今回の震災では製造業にも甚大な影響が及びまして、特にサプライチェーンの問題、これはもう東北地方に工場のない企業などでも、とりわけ自動車メーカーなどのように、いろいろな部品が集まるものについては日本全国が非常に大きな影響を受けた。言いようによっては、日本全国が被災地だったと言っても過言ではないかなと。そのような被害が出ているかと思えます。

そのような被害が出ているかと思えます。ですので、一つの部品が入ってこないということで製造ができないう、そのことの影響というものはリーマン・ショック以上だというふうに話す企業の社長さんなどもいらっしゃると思います。

こういったサプライチェーン対策、あるいは日本全国の中小企業の支援策について、これまでの政府の取り組み、とりわけ資金繰り対策などについてお伺いをしたいと思います。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、今般の震災による中小企業の影響というものは、被災地だけじゃなくて、取引先の被災あるいは風評被害という形、さまざまな形で広範囲に及んでいるものと認識しております。

このため、一次補正予算で創設いたしました東日本大震災復興緊急保証や同じく特別貸し付けといった制度は、直接被災した中小企業だけではなくて、取引先が被災した場合などの間接的な被害も受けて著しく業況が悪化している中小企業も対

象としていらっしゃるでございます。

保証の方にしましては、セーフティネット保証と合わせて、無担保で一億六千万円の保証を最大で五億六千万円まで拡大しておりますし、特別貸し付けにつきましては、例えば、震災で取引先が直接被災した、被害を受けたことによるその影響を受けます中小企業に対して、貸付期間では最長十五年、据置期間では最長三年といったような措置を講じているところでございます。

引き続きまして、日本全体の中小企業の支援策につきまして万全を期していきたいというふうな考えでございます。

○小山委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○吉田委員長 次に、長島忠美君。

○長島(忠)委員 自由民主党の長島忠美でございます。

ただいま提出をされました法案について、質問させていただきますと思います。

三月十一日の震災から四カ月を過ぎました。被災者にとってこの四カ月がどれほどの重み、重い思いを引きずりながらいたかということをおもいにし、いまながら質問させていただきますので、ぜひ答弁もそう願います。

震災から、三月三十日に我々自民党は、このことを想定して、被災者再建支援法、支援金の提言をさせていただきまして。本来なら一次補正でこのことをやってほしかったと実は思っております。

そのことはおいておいて、こうやって成立するわけですが、我が党は異論を唱えるものではありません。ただ、このことによつて、都道府県の拠出金が減額をしてしまう。この後、都道府県の拠出金が少し減額をしたときに国が拠出をするということになっているように思いますが、今回みたいな大規模災害があったときに、その基金が本当にもつという想定で拠出をする準備ができていたのかどうか、ちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○平野国務大臣 質問の趣旨がちよつとよく聞き取れなかったんですけども、済みません。

○長島(忠)委員 今回は、この東日本大震災に限つてかさ上げ措置をされます。この後の災害に限りて足りなくなることと想定して、国は、都道府県の拠出金の基金にいわゆる手当てをするようにしてあるようでありまして、例えば今回と同じような大災害が起きたときに、そのことに對する拠出は間に合うのでしょうか、間に合わないでしょうか。

○平野国務大臣 御案内のとおり、今回の法律は今回の震災に限つてということになっております。そして、これからのことにつきましては、まず今回の震災できちんとお支払いをして、また、そのことによつて都道府県の拠出金が空になつてしましますので、その部分については都道府県でもきちつと積み増しをするというふう聞いております。それに対する地財措置もとられると聞いております。

そして、新たな震災、これは起こらないことを祈るしかないんですけども、こういった震災が起こつたときにはきちつと措置をするということになる、これは当然のことかというふうに思っています。

○長島(忠)委員 今回、八割にする法律案が政府から出てくるのに四カ月を過ぎたわけですね。私もないと思つていますよ、大規模災害は。ただ、あつたときに、もつとスピード感を増してやるために、やはり拠出に対する考え方、基本的なところをお聞かせいただきたいと思います。

中越地震のときには、実は、この制度、ここまですで充実しております。中越沖地震のときに、それぞれの政党から、生活再建支援法について改正をして、それを週及していただいて、中越沖地震からこの法案になつたという経緯があります。その中で、実はいろいろ議論がありました。上限額をどうするのか、支給範囲をどうするのか、あるいは所得制限をどうするのかというこ

とでいろいろ議論になったんです。

この前、東副大臣が中越沖地震の追悼式に参加をいただいで、えんま通りを御視察いただいで、ごあいさつの中にもそのえんま通りのことを触れただけでした。

実は、えんま通りの商店街が生活再建支援法を受けるときに、職住一緒ということですか、店舗併用住宅ということと、そのことの支援を受けることが非常に困難だったという経緯がありました。店舗併用住宅、一緒に暮らしながらお店をやっているところに対して、大臣は基本的にどのような考えですか。もしあれだったら、東副大臣から。

店舗併用住宅に対して生活再建支援金が支払にくい法律になっていることはわかりですね。そのことに對して基本的なお考え方をお聞かせいただきたい。

○東副大臣 御指摘のとおり、えんま通りも視察させていただきまして、おつしやられるとおり、職住が一体となっているところが多大な被害を受けた。

その上で、現行法では、御案内のとおり、住居に対してはそれなりの支援ができるわけですが、店舗に対してはその限りではないという状況でございます。今後、これをどうするかということに關しては、それなりの議論を踏まえていく必要があるというふうに思います。

○長島(忠)委員 多分、この前、法律改正をするときに、もう少し踏み込んでいこうというところで終着をしたような気がするんです。あとは政府がそのことを少し踏み込んで、今回も多分、そういった店舗併用住宅で被災された方がいっぱいいらっしゃると思うんですよ。そこを救うか救わないか、どこの部分で救うか救わないかということだと思ふんです。

私は、だから、生活再建支援法でもし踏み込んだら踏み込んでほしいし、きのう、予算委員会でも平野大臣に質問をしたときに、復興基金についてというお話をしました。もし復興基金で店

舗併用住宅を救うんだつたら救う方法を考えるとか、やはり総合的に考えてほしいと思うんです。だから、この生活再建支援法でそのことに踏み込む気持ちがあるかどうかということを実はお聞きしたつもりなんです。

もう一点、私のところも問題があったんですが、生活再建支援法ですから、当然、生活再建にかかわる経費を支援してもらわなければ、アパートがありますね。アパートがあると、入っている人たちは当然、全壊なり被災をする

と、生活再建支援金百万円分の支給対象になるんです。ところが、アパートの大家さんは、それを建てるために、業でやっているわけですから、そのことに對して全く支援が受けられないということが実はあるんです。

その辺はやはり、住んでいるところを継続して、地方なんかそんな大きなマンション経営者がいるわけじゃないんで、小さなアパートを経営しながら、おじいちゃん、おばあちゃんが生活をしている人がいっぱいいるんですけれども、そういったところに対して、もしこの生活再建支援金で踏み込めなかったら、私は復興基金で踏み込んでもらいたいと思っているんですが、その辺の基本的な考え方があったらお聞かせいただきたいと思ひます。

○平野国務大臣 今回の制度は、基本的には、あくまでも住宅ということで、住宅の被災に対する支援金、そういう理解で制度設計されているものだというふうに理解しています。

店舗等々につきましては、これはもう十分わかりだと思ひますが、そこでお仕事されているというところでございまして、ここの部分に關して、それが被災した場合についてはまた別の体系でさまざまな支援措置もありますし、また、今委員御指摘のように、例の百三十の基金、ちよつと細かく拝見させていただきました。実によく制度設計されておりますけれども、例えばああいった形で対応するという措置もあるかと思ひます。また、アパートについても、どちらかという

と、所有者自体がアパートでもって賃貸を稼いでいるということもございまして、それ自体が今回の被災者生活支援の対象になるかというところ、なかなか難しい問題もあるかと思ひます。

ただ、それが復活しなければ、あるいは再建しなければ、全体の戸数がやはり減るんじゃないか、住むところがなくなるんじゃないかという御指摘はごもつともだと思ひますが、その対応につきましては、要するに全体の復興計画の中で対応していくべきものではないかと現段階では考えております。

○長島(忠)委員 私は、政策を複合的に組み合わせ、そしてやっていくのは、やはり市町村がある意味、地域を把握して、政府なり県から支援をいただいで、それをお認めいただいでやっていくのがいいと思うんです。だから、そういう意味からいって、やはり町の再生という考え方の上にこの生活再建支援法もあるべきだと私は思ひます。

だから住宅、私、自分で被災したときに、住むだけの場所をつくっていただいても、我々は生活は再建できません。そこには、業としてそこにいた人たちが当然必要だし、我々のところは農村だから、農業をやれるような環境を取り戻さなかつたら、私は生活はできません。それは仮設住宅の間も同じことであつて、仮設住宅、二年、三年の間、全く何もできない状況でそこにいることは、やはり生活再建に対する意欲を減退してしまうという話をずっとしてきました。

生活再建支援法と言う以上は、それぞれの個別の住宅の再建であるけれども、地域の再建を前提とした上での生活再建支援法でなければならぬと私は思ひます。

だから、政策を複合的に使うんだとしたら、復興基金でもいいし、個別の対応でもいいので、そこに帰ったときに平等に、商店を経営していた人も、例えばガソリンスタンドを経営していた人も、そしてただそこに住宅だけあつて通つていた人も、やはり地域を再生するという同じ思いにな

らなきゃいけないだろうと思うので、商店とかそういったところに対する支援は早急に考えて総合的に示さないと、おれはもう商店でできないから外へ出てしまおうかなということになったときには、コミュニティとして取り戻すことは不可能、不可能というとなれなだけども、遠くなつてしまふような気がするんで、その基本的な考え方を教えてください。

○平野国務大臣 おつしやるとおり、まずは食住の確保が基本になると思ひますが、そこで生活をしていくためには働く場も必要でございまして、あるいは病院も必要でございまして、学校も必要でございまして。これは釈迦に説法で申しわけありませんけれども、そういったものが一体となつて地域があつて、地域が復活することこそに住めるということだと思ひます。

被災者生活支援法、今回は住宅ということになつておりますが、例えば被災した企業に關しましては、中小企業庁、経済産業省を中心にさまざまな政策が用意されておりました。既に、本格的な工場の再建までにはまだ至らないけれども、例えば仮設工場で仕事をする、あるいは、岩手県であれば、水産業に關して言えば、まずは簡単な冷凍施設それから冷蔵施設を、冷凍コンテナを持つてきてもらつて、そして船を提供してもらつて、漁具も安く提供してもらつて仕事をやる、そういった取り組みをしながら、仕事と住む場所あるいは病院、学校等々、要するに一体的にやつていって復活するという取り組みが見られているというのはいま御承知のとおりかと思ひます。

いずれ、やはり全体として復活していかなければ地域の社会は成り立つていかならないというのは、委員の御指摘のとおりだというふうに思ひます。○長島(忠)委員 そこで、私は、復興基金だけがすべてだとは思つておりません。ただし、今、どう考えてみても、瓦れきの問題にしても、どうも政府からのお金が抛れ出してくるおくれる、後づけ後づけになつてしまふために、なかなか市町村

が思いどおりのことができないという現状もあるんだと思うんです。

だから、私は、政府なり県がこれをきちんと認めなかつたらできないというメッセージではなくて、どんな地域のためにやれることを市町村が窓口になってやっていく、それを後づけでもお金がつけられるような思いをやはり伝えていかないと、なかなか立ち上がっていくことはできないんだと思うんです。

仮設住宅の生活なんです、この地域は、例えば六カ月や七カ月で仮設住宅を出られるんだつたら、私は多少のそごがあってもいいと思うんです。例えばこれが二年、三年仮設住宅で暮らすことになる、その中で暮らすことの大変さの中でやはり地域の再建あるいは生活の再建に向かっていかなきゃいけないわけですから、私は、手だてを尽くし過ぎて尽くし過ぎることはないと思うんです。

だから、仮設住宅、今回私は寄せてもらって一番あれだったのは、やはり場所もないということ、少し仮設住宅の間が狭まったり、いろいろな意味で少し窮屈な思いをされていますよね。

だから、そのところをどうやって解消していくかということも大事だと思うし、今まで医療機関や学校があつた平野部が全くなつてしまつたために、お医者さんもない、簡単な商店もないところも解決してあげないとかなかなか生活できないと思うんですが、その辺の根本的な考え方について、大臣なり厚生労働副大臣からお考えがあつたら聞かせください。

○平野国務大臣　まず、仮設住宅でございますけれども、今回特に三陸地域に顕著なのでありますが、もともと平場のないところ、そこに津波が起こつて、津波で浸水したところには仮設住宅が建てられないという中で、どこに仮設住宅を建てるかということで現場は相当頭をひねりました。

私は、当初、隣の市町村で、例えば工業団地なんかがあいているわけです。そこに仮設住宅を持つていったらいいんじゃないかというようなことを随分被災地の市町村に言いましたけれども、そのときの答えは、この町をみんな離れたくないんだという中で、やはりかなり土地のないところだとして、例えば仮設住宅の用地を探して、結果として、例えば軒と軒の間が狭いとかそういう中での、要するに仮設住宅の住環境に、ちよつと入っている方々に御負担をかけているような、そういう状況になつていて事実でございます。

そして、そういうことを踏まえまして、これから必要なことは、いずれ、恒久住宅を早く建てるということも大事です。それから、御案内のとおり、仮設住宅がちよつと遠いところでは買い物にも困るというようなこともございますので、そういう買った買い物難民が出ないようにその支援をする、そういう細かい配慮も必要だということに思っております。

あわせて、最近顕著に出てきたのが仮設住宅に一人住んでおられる高齢者の方々の孤独死という問題がございます、これは大変難しい問題でございますけれども、医師会にも御相談しながら、こういうしたことにもきちんと対応していく、その体制を整えるということも大事ではないかというふうに思っております。

○長島(忠)委員　私は、長い生活を支えていくのはやはりコミュニティだと思つています。今回の災害の仮設住宅が、完成の時期もあつただろうし、そして被災の形態もあつただろうし、抽せんによつて入つたところとか、必ずしも地域コミュニティが一体として入っていないところのコミュニティをどう維持していくかということがやはり大きな問題だと思つてます。

私は、入つたのを再引越しするぐらいの気持ちを持っていうふうにはずつとやつてきたんですが、それがもしできないんだとしたら、おせっかいおじさん、おせっかいおばさんかなりの数動員して、その仮設住宅の新たなコミュニティをつくっていくことは大事だと思うんですよ。そうしないと、さつき言つたように、集会所があつてもそこにも出かけてこない、知り合いがいらないから話もできない、買い物にも行けないから食べるものも食べられないという事態が生まれてくると私は思ふんです。

だから、ボランティアさんでもいいし、何でもいから、とにかく近くにいて寄り添ってくれる人たちをまづつくる。それは、昔から一緒に暮らしていた人たちがいるのが一番コミュニティはつくりやすいんだけれども、もしそれが可能でなかつたら、長い仮設住宅という運命を共有するためのコミュニティ構築のためには、おせっかいおじさん、おせっかいおばさんをいっぱいつくるべきだと思うんですが、その辺の考え方は。

○大塚副大臣　必ずしも厚生労働省が手を差し伸べられる部分ではないかもしれませんが、委員と先ほど医療についても御質問がありましたけれども、例えば医療対策の中で、仮設の中にお住まいの皆さんの健康状態を定期的にチェックさせていただくように保健師さんたちにお願いをするとか、そういうことを通じて今おつしやつたような機能も果たしていくかなんてはならないと思ひますが、そういう外部からいらつしやる方ではなくて、その地域にお住まいの、いわば、委員のお言葉をおかりさせていただければ、おせっかいおじさん、おせっかいおばさんをつくるということになりますと、例えば、そういう役割を果たしてくださる方々を雇用創出基金の中で、そういういわば民生委員とか地域の見守りをしていただくような仕事を担つていただくことに雇用創出基金などを活用して、そうした方々を育成するということがもやつていかなんてはいいかなというふうに思つております。

○長島(忠)委員　何回も言つてひんしゆくを買いそうです、仮設住宅の運営に復興基金も使えるんです。そこに対する人の手当てとか物の手当てを復興基金で手当てすることも、実はできるんです。だから、私は、復興基金、大臣はお読みいただいたようでありますから、今回の災害、百三十項目やそこらじゃ終わらないかわからないけれども、自由な裁量で、できるところを認めてやつてほしいなと思ふんです。

それで、確かに内部からそうやって世話をする人が出るのには望ましいかもわかりません。でも、一つだけあえて申し上げると、余りに内部の状況が悲惨過ぎて、その人たちが本当にその役割を担えるかどうかということもやはり注目をしたいかなきゃいけないところだと思ふんです。

私のところは、実は地震から間もなく三年を迎えるんですが、まだ当時からボランティアに来てくれる人が五人ずつといつてくれているんですよ。多少ボランティアセンターの運営費を復興基金から拠出してありますが、何が一番違ふかという、残念ながら、行政は専門性を要求されるので、最終的にはやはり縦割りになつてしまふんです。

彼らボランティアというのは、全く縦割り行政の中に住んでいせんから、相談を受けたことを駆けずり回つて横断的に解決しようとしてくれるわけです。そうすると、そこから信頼関係が生まれるわけですよ。そうすると、やはり素直に心を開いてくれるところがあつて、そういう役割を担う人がこれらの仮設住宅暮らしの中では大切な役割を担ってくれると私は思ふんです。

もしあれだつたら、うちのボランティア、一回会つてもらえばわかりますけれども、そういう意識を持つた人がいるかいないかによつて、仮設住宅の生活というのは非常に変わつてくるんだと思ふんです。

だから、大臣にきのうからしつこいように言つていますが、市町村が自由に使えるお金が必要なんです。復興基金でもいいんです。復興基金が使えたら、住民がそのために役割を果たしてくれることにお金を拠出したらいんです。そういうふうには思つています。

今回の仮設が少し狭いために、どう言つたらいいんですか、我々のときは、間を畑にして物を植えたんですよ。ところが、今回、ちよつとそうい

うことはできないような状況じゃないですか。

近くにそういうところがあるのかどうかかわからないけれども、何かをしている、何かをつくっているというところは、仮設暮らしの中で非常に大きな役割を担ってくれていると思うんです。近くに畑でも、何かつくって、そこで自分の食べるものをつくるような、自立の第一歩だみたいなことも始めることも私は有効だと思っっているんですが、その辺の考え方はいかがですか。

○平野国務大臣 実は、今回の被災、例えば、過去十一年間で人口が一〇％減る、それから高齢化率も三〇％あるいは三五％を超えるという、非常に人口減少と高齢化が進んでいる地域で地震と津波が起きました。

その中で、仮設住宅で今暮らしている方々も必然高齢者の方々が多くて、その方々は従前何をやっているかといえますと、海で仕事をしたり、暇なときは周りで草取りしたり土をいじっていたと。とにかく土をいじりたいという気持ちは、今でも強く持つておられる方が多いと思います。ですから、近隣の農地等々場合によつたら借りてそういった場を提供するというのも、これは大事ななことかというふうに思います。

とにかく、土にまみれて暮らしている人が、また引き続いて、どういう形でも土にまみれて暮らしたいというふうに思うその欲求、これはやはり大事にしなくちゃならないというふうに思います。

○長島(忠)委員 私は百姓なのでよくわかるんですが、百姓が土から離れると、意欲がどんどん減退しちゃうんですよ。だから、花をつくるのもよし、ナスを植えるのもよし、やはり何かを育てることに人は喜びを感じていくんだと思うんですよ。そこから一步一步、傷口が少しずつ少ずつ治っていくように、またもう一回物の生産に取り組みたいという意欲がわいてくるんだと思うんです。だから、そういう気持ちをやはり大事にしてあげてほしいなと思うんです。

私、当時、仮設住宅でできた野菜を袋の中に

いっぱい持つて、役所に持つていきましたよ、おかげさまで仮設住宅で野菜ができましたと。そういう役所と被災者の交流をつくっていくことも大事なことなんじゃないかな、私はそんな気が実はしてなりません。

被災者はほんの小さなことで希望をなくします。ほんの少しのことで希望もやはり出てくるものだと思うんですよ。私は、そういう思いに向き合っていただけの大臣であつてほしいし、役所の皆さんであつてほしいなというふうに思います。

これを言うと、ちょっと語弊があるのかもわかりません。今高齢化というお話をされました。私のところもそうです。当時、年間人口減少率が三％近く、高齢化比率が三五・七％。だから、大変過疎という問題と向き合つてきたときの災害でした。

今回の被災地もある意味そうなのかもわかりません。でも、必ず地方の農村は、都会の現役世代が六十五歳だというのが必要だと思つていられるような施策というのが必要だと思つて。だから、六十五歳で仮設住宅に入居しても、やはり社会活動や生産活動に参加してもらつて、それが自立の第一歩だということを始めていたなかなかいいじゃないかと思つて。どうも、電気代があれだとかいろいろな思いで、仮設住宅の入居を渋られたり、食べるものも自分でという思いをされているんだと思う。そこはやはり、義援金とか支援金を早く渡すことによつて、おれたちはこれから生活再建の第一歩を踏み出すから、そのほかのところも支援をしてくれというところに立ち上がれるようにしてあげてほしいなと思います。

今回の仮設住宅は、ベツトはどうなっているんですか。ベツトは飼えないことになっているんですか。最初聞いたとき、だめだと言われたんですよ。

○大塚副大臣 確認をして正確にお答えさせていただきますが、やはり、同じ仮設住宅群の中で

ベツトを持ち込むのが嫌だという方がもしいらつしやるとすれば、なかなかルール上オーケーというふうにはなりがたいのではないかと想定はいたします。しかし、そこは一度確認をして正確にお答えをさせていただきたいと思つています。

○長島(忠)委員 最初のころ、仮設住宅が話題になったときに厚生労働省政務官に私お聞きをしたときに、それは難しいというふうにお答えをいただいたいてるんです。でも、私のときは、ベツトを仮設住宅で飼つています。不可能ではないと思つてですね、方法によつては。

だから、一人でも嫌な人がいたらだめだと言つていただけたら、今回、そつくり全員で入つていくわけではないので、少し仕分けをして、ベツトが入れるようなところもつくられるというアイデアはあつてしかるべきだったかなと思つて。私のところは、お互いに迷惑をかけないように飼ひ合おうということと、当時村長であつた私が行つて皆さんから了解をいただいた、猫や犬と暮らしていただくことができました。さすがに牛は仮設では飼わせてもらえませんでしたので、仮設の牛舎をつくつて、牛はそこに避難をさせましたけれども、ずつと動物と触れ合つてきた人は、動物がいなくなるだけでやはり心はかなり冷え込むんですよ。

だから、闘牛を仮設住宅に入れて闘牛という文化を復活できたときには、とても私も高揚するものがありましたから、犬や猫ということではなくて家族の一員だということで、それをどう言つて理解をいただくのかも含めて検討いただいたらありがたいかなと思つています。

○大塚副大臣 基本的には、先ほど申し上げましたような趣旨が、既に厚生労働省としては各自治体に通知をさせていただいているということとございます。つまり、ベツトを飼うということは禁止しているものではありませんが、やはり住民の御理解も必要でありますので、救助の実施主体である都道府県とよく御相談をいただいてルールを決めていただきたいということになっております。

ので、禁止はされておられません。

ただし、私も犬や猫をいっぱい飼つておりましたので、私などはぜひ賛成したいところでありますが、そこはやはり同じ仮設住宅群のコミュニティの一体感を維持するために、一定のコンセンサスを形成することが必要だとは思つています。

○長島(忠)委員 丁寧に答弁をいただいてありがとうございます。丁寧に方針を出したり方向を出したときに、だれがそのことを仮設住宅で伝えるかというところまでちゃんと市町村長さんやをいただいて、可能であれば例えば市町村長さんなりが仮設住宅でそのお話をされて、それで、住民がどうしてもだめだというのか、では、みんな迷惑をかけないようにやるのかということをやリ合うようなところまで御指導をいただきたいと思つています。

もう時間がなくなりました。この法案について我々は反対をするものではありません。賛成をさせていただきますが、一点だけ大臣に、きのうからしつこいように言っているんですが、住民が、自分たちが立ち上がるためにアイデアを出せと言われた大臣もいます。アイデアは出します。アイデアを出しても、自由に使えるお金と法律、制度が出したときに支援をするような方向で、ぜひ復興基金を検討の第一に入れていただければありがたいと思つています。

最後にコメントがあつたらいただいて、質問を終わります。

○平野国務大臣 復興基金についてもしつかり検討していきたいというふうに思つております。

○長島(忠)委員 どうもありがとうございます。

○吉田委員長 次に、石田祝穂君。

○石田(祝)委員 公明党の石田祝穂です。

きょうはお時間をいただきましたので、少々質問をさせていただきたいと思つています。平野大臣の所信に対する質疑はまた日を改めてということのようですので、きょうは法案を中心に質問させて

いただきたいというふうに思います。

まず、今回の法案で生活再建支援金について国庫負担をふやす、こういうことでありますが、現状、生活再建支援金のいわゆる支払いの状況ですね、どれだけの方が申請をして、どれだけの方のところに現在お金が行っているのか、基礎支援金も含めてどういう状況か、御報告をお願いします。

○平野国務大臣 今度の支援金でございますけれども、対象が約二十万件というふうにとりあえず想定しております。

これまで、七月十九日現在でございますけれども、九万四千八百八十三件の申請がございまして、そのうち六万六千四十三件支給しているというところでございます。

○石田(祝)委員 今回、こういう形で国の負担を二分の一から五分の四にする、これは大変結構なことだというふうに私は思いますが、そうであっても、被災者の手元に行くお金は変わらないわけですね。ですから、ここは、どれだけ早く被災者の手元に行けるか、こういうことです。大分まだ申請と現実の支給には乖離があるようですので、これはぜひ早く手元に行くようにお願いをしたいと思っております。

この問題については今までも、財団法人都道府県会館の体制を充実すべきだ、こういうことで、前任の松本大臣にも随分私も委員会等を通してお話ししてきたところがありますが、だんだんと充実をしてきている、こういうことでありますけれども、なお数万の差がありますので、二十万を前提としてやっているわけですから、これからぜひ、早く被災者の手元にお金が渡るようにお願いをしたいというふうに思います。

それで、二次補正で三千億という予算を組まれて、今回の補正予算の関連の法案、こういうことになっているわけですが、今回、国庫負担を二分の一から五分の四にいたしました。これからこの負担割合というものは、東日本大震災の生活再建支援金の支給が終わったらまたもとに戻

るのか。今回の震災に関して五分の四にすると書いてありますけれども、またもとに戻すということとは現実には可能なのか。都道府県の立場からしたら、やはり災害については国がしつかりやってほしい、こういう気持ちもあるんじゃないでしょうか、大臣、今後の国庫負担の割合をどうするか、これについてのお考えはありますか。

○平野国務大臣 まず、これはあくまでも国と都道府県との負担割合でございます。今回の大震災、余りにも被災した家が多いということで、都道府県から総額の五割の拠出を求めるというのはなかなか限界があるということで、八割ということにしました。

これからどうするかということなんですが、首都直下型地震あるいは東南海の地震等々も予想されます。そういったことは起こらないということもありません。そういうことにならないことを祈るしかありませんけれども、基本的には、私は、今の制度の、国、県、二分の一というものを維持しながら、今回、大震災ということで八割と上げましたので、それを一つの先例として対応していくということが望ましいのではないかとこのように思っております。

○石田(祝)委員 これから、当然、首都直下型とか東海、東南海、南海と、いろいろと心配をされていることがあるわけですね。ですから、今回の東日本大震災で八割にしたということは、やはりこれはどうしても前例になると私は思います。今までののとおりもとに戻しますよというのは、なかなかいかないうと。そういう震災がないことは祈りますけれども、地震そのものの発生を防ぐことはできないので、その後の対応についてはできるだけのことを国がしていく、こういうことだろうというふうに思います。

それで、これも御質問がありました。今回は第二次補正で三千億ということで、一次の五百二十億と合わせて大体二十万世帯分、一世帯平均二百二十万、四千四百億、その八割の三千五百二十億という数字はちゃんと出てきておりますけれども、国が今回三千億、こういうことであります。

そうすると、地方負担が四百四十億の二割で八百八十億ということで、当初、都道府県会館には五百三十八億あるということでした。我々は見たことはありませんけれどもそういうことだ、こういうことですか、数字としてそうなんですか。

○平野国務大臣 そうすると、三百四十二億ですか、これは当然、予定どおり被災者の手元に届けていくと足りなくなるわけですね。これは全額使い切つていただくということだと聞いております。

その後、やはり都道府県の知事会等は積み戻しをしたいと思います。ですから、五百三十八億というのが適正なお金かどうかわかりませんが、そういうお考えのようです。今回の八割負担にしたときの八百八十億の都道府県の分の差額、これについては交付税で全額やりましよう。しかし、その後の積み戻しの分については、国の負担というものはどういうふうになりますか。

○平野国務大臣 被災前は、五百三十八億円、県が積み増しをしておりました。今回、それを全部使わせていただいて、かつ、三百数十億、新たに拠出していただきます。

今、委員御指摘のように、今回の震災に係る新たな拠出については特別交付税で措置されるというふうに聞いております。そして、秋に、五百三十八億、都道府県の方は震災前の積み増し金に戻したいということで今準備を進めていると聞いております。国につきましては、御案内のとおり、震災があった際に、その震災の規模に応じて国の方は必要な予算を計上することになると思っています。

○石田(祝)委員 済みません、ちょっと質問の趣旨が伝わっていません。五百三十八億まで、東日本大震災の前の水準までやはりお金を持つておきたい、当然、それは地方が積み立てるわけですが、その積み立てるお金のどこまで交付税で国が措置をするんですかという趣旨です。

○平野国務大臣 どうも失礼しました。その部分についても、適切な地方交付税措置が措置されると聞いております。具体的には、これから総務省の方で、都道府県の知事会等々で議論して決まってくるのではないかとこのように思っております。

○石田(祝)委員 私が聞いているのは、九五%、国が積み戻しの分は交付税なりで見ると、九五という数字は聞いておりますけれども、大臣、これはまだ決まっていないということでのお答えですか。

○平野国務大臣 正式決定というふうには聞いておりません。

○石田(祝)委員 これは、大臣が決めればいくんじやないでしょうか。どうでしょう。正式決定というか、災害の担当大臣ですから、平野大臣がこうだと言え決まると思いますが。

○平野国務大臣 片山総務大臣としつかり話し合つて、できるだけ都道府県に迷惑をかけないようになりたいと思っております。

○石田(祝)委員 この点はこれ以上申し上げません。

それで、今回は国庫負担を二分の一から五分の四にする、ある意味でいえば単純な話でありますから、これはこれで我々公明党ももちろん賛成をする、こういうつもりであります。しかし、今回はこれに限って我々も賛成するということにいたしました。この再建支援法そのものについてはもつとも、今回の東日本大震災の状況を聞くと、やはり中身については見直しをしくちやならない、こういう点が多々あるかと思っております。

今、長島委員からお話ありましたが、私も宮城へ参りましたときに、例えば宮城県なんかは仙台に東北大学があるわけですね。学生アパートを経営している人が、アパートが壊れてしまった。そうすると、そこに住んでいる学生さんは、六畳か四畳半か、台所がついているぐらゐのところでも、世帯としてあれば、一人としても基礎支援金百万の四分の三出るわけですね、ちゃんと住民票

があれば。しかし、大家さんには何もない。

これは学生アパートに限った話じゃありません。普通のアパートも当然そういう形になるわけですね。しかし、そのところで、先ほど申し上げたように、大家さんには何もない。これは商売でやっているからしょうがないんだ、こういう意見も当然ありますけれども、何となく割り切れないものを感じていらつしやることは間違いないですね。ですから、こういう点もどうするのか。

また、私が御相談いただいた方は、今回被災をされたんですけれども、会社の転勤で、御自分のお家をそのままにして、そして転勤で御夫婦で行かれた。住所はそこに置いていない。転勤先でちゃんと住民登録をしろ、こういうことだったんでしょ。そうすると、定年退職した後、また転勤が終われば自分の家に帰るつもりだったんだけれども、そのお家が被災をしてしまった。しかし、そこに住民票がない。だから、全壊であろうが大規模半壊であろうが、一円もお金は出ない。会社の転勤で、仕事の上で転勤命令が出て家をあけたんだけれども、結局何も無い、こういう事例もございました。

ですから、今の法律の中で、住居ということですから生活の実態がなきゃいけない、こういうことだろうと思いますが、現実の災害が起きた人の立場に立つといろいろなことがございますので、今回は国庫負担をふやすということで、当然これはこれとして通して、その後、この再建支援法については、例えば全体で三百万でいいのか、こういう議論も当然ございますので、さらに、我々も前向きな方向でぜひ、この再建支援法、見直すところはないのか、こういうことはこれから提案をしていきたいというふうに思っております。それで、若干角度を変えますが、災害弔慰金の支給、これについてお伺いしたいと思うんです。今回、委員長提案で、生活をともにしているか、生計をともにしているか、こういう兄弟姉妹にも災害弔慰金が出るように、今回衆議院を通過いたしております。これも、我が党も以前から、やは

りそういう実態があれば、親子とか孫、祖父母だけじゃなくて、対象にすべきだ、こういうことを申し上げてきて、委員長提案になったわけであります。

私は、ちよつと大臣に、これは提案を含めてお聞きをいただきたいんですが、ことし、ニュージラランドで地震がありました。これはもう随分前のような感じもしますけれども、実はことしなんです。東日本大震災があったものから、ちよつと陰に隠れてしまっていますけれども、日本人の犠牲者が、二十八人身元が確認された。しかし、これは海外の事故、自然災害ということで、地震ですから、これは一円も出ないんですね。

ですから、これはやはり海外での事故ということでありまして、同じ邦人の自然災害での死亡、これに対して弔慰金は何もない、けがをしても当然何もない。テレビで見えておったとき、どなたか若い青年の方で足を切断した人がおりましたね、たしかサッカーをやっていた人だったんじゃないかと思うんですけれども、そういう方も、災害の弔慰金という意味でのお見舞いは出ない、こういうことです。

特に、外務省にきょう来ていただいておりますけれども、外国での自然災害、これについては、それぞれの国でいろいろやっていただいているようでありまして、これも、これは外務省としてどのようにお考えでしょうか。

○山花大臣政務官 今御指摘がありましたニュージラランドの南島、クライストチャーチですけれども、そちらでは私が現地ですばらく本部長を務めておりまして、実際、クライストチャーチの関係では、ニュージラランドの政府の方ともいろいろ交渉させていただきまして、御指摘のように、大変気の毒なケースがあったことも事実であります。海外でということですが、これは、例えば今回の東日本大震災でも、日本国内で被災をされた外国の方に対して、恐らく日本政府としての

補償なりなんなりということになろうかと思えますし、自然災害におけるそういった弔慰金であるとか見舞金など被災者向けの補償措置について、基本的にはその災害発生国が対応するという事になってきています。

災害発生国の制度に基づいて、補償に関する情報提供であるとかあるいは補償の受け取りのサポートなどについて、外務省としてということになると、災害の発生国側に対しての申し入れを積極的に行うというような支援を現在行つてきています。

実際、大変恐縮ですが、自分の経験で申し上げますと、例えばニュージラランドの場合ACCという仕組みがあつて、そこで補償金が受け取れますとか、あるいは赤十字社からお見舞金を受け取れるんですけれども、実際行っている方は語学で勉強されている方なので英語は詳しいかも知れませんが、御家族の方が行かれても、書類も読めないとかどこにサインしていいのかわからないとか、そういうことがありますので、そういったことをサポートすることです。外務省としてできることは、そういったことではございます。

○石田祝委員 今お話がありましたように、今回の東日本大震災、またそのほか災害救助法が適用された場合、住民票がある外国人は、日本国内と同じように、例えば生計維持者だったら五百万、そのほか二百五十万。今回のニュージラランドでも確かに出ています。出ていますけれども、金額が全然違うんですね。

ですから、これは別に、外国にいる邦人を、自然災害だからその外国、その地の国の政府がやるべきであつて、だけれども、日本がやってはいけないうわけではないわけですから、これは一度検討していただいた方がい私は思うんです。これは前の松本大臣にも私は確認をしましたけれども、余り踏み込んだ御答弁じゃなかったように思います。平野大臣、私、ちよつと提案ということで、き

の質問通告のときにお話ししたんですが、大臣として率直に、答弁というよりも御自身のお考え、これは将来見直すべきなのか、今のままでいいんだというふうにお考えなのか、お答えできることがあつたら、ちよつとお答えいただければ。

○平野国務大臣 場所は違いますが、同じ災害ということで亡くなつて、国内であれば災害弔慰金が出される、海外であれば出されないということについては、気持ちの上ではどうしてもやはり割り切れないものは残ります。ただ、この問題については、ほかのさまざまな制度との兼ね合い等もあつて、簡単に、こうこうだから支給ができない、支給できるといふふうに整理されるということもなかなか難しいのかなという感じもします。

政府内でも、外務省、厚生労働省と議論するというのを松本大臣が答弁されているようでありまして、けれども、ぜひ、こういった問題については、国会の方でも御議論いただければいいなというふうにも感じます。

○石田祝委員 これから、議員立法とかいろいろ方法もありますので、ぜひ議論をしていきたいと思ひます。

それで、災害救助法の件でお伺いをいたしますが、災害救助法の第二十三条の一項の七号ですが、「救助の種類」ということでありまして、ここに「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」という項目があります。生業というので、すから、その人のなりわいについての給与とか貸与、こういうものができるんだ、こういうことが法律にそのまま載つております、施行令とかそういうことじゃなく。

これが、東北の方に行きましていろいろ御意見を聞くと、生業について応援すると書いてあるじゃないか、このことでどうも地方議会の方で執行部も答弁に大変困つた、こういうことであります。この生業について応援をするということ、これは今どういう考え方になっておりますか。

○大塚副大臣 御指摘の二十三条一項七号は、私自身も厚生労働省内で、この生業についての支援の運用は一体どうなっているのかということを議論させていただきました。また、これまでも国会で何人かの先生方から御指摘をいただいております。

結論から申し上げますと、昭和二十二年に制定された災害救助法の第二十三条第七号に「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」と書いてあるんですが、この七号が実際に発動されたことは、法制定以来六十四年間、一度もございません。

これは恐らく、昭和二十二年当時という時代背景もあつたことだと思いますが、その後、昭和三十年には、実際にこの号を発動することが難しいであろうという前提に立っていたものと思われませんが、被災者の方々の生活再建支援として、生業を営むために必要な経費を貸し付ける生活福祉資金貸付事業が開始されております。また、その後は、過去の政権の御努力等もあつて、日本政策金融公庫などの災害復旧貸し付け等々が徐々に整備をされていき、今日に至っているということであります。

したがって、現状では、これまで適用されたことがないわけですが、先ほどの長島委員の御質問の、例えばアパートを経営していた老夫婦にとつては、アパートそのものが生業を営むためのいわばインフラだったわけでありますので、それを再建するための資金をどうするか等々の検討すべき重要な論点が含まれているとは思いますが、ただ残念ながら、冒頭申し上げましたように、法制定以来一度も適用されたことがない中で、果たして、生業のために必要な資金ということにどういった場合にこれを適用できるかということについては難しい論点がありますので、現状では、他の政策手段でこの点を補わしていただいているという状況でございます。

○石田(祝)委員 このことが地方議会の方でちよつと問題になつて、執行部も答弁に苦慮して

た。ですから、一度も使われていないもの、その当時意味がなかったとは思いませんけれども、昭和二十二年以来ということとは六十四年前ですよね、一度も使われていない条文というのですか、法律そのものですか、これはやはり今後考えていくべき課題ではないかというふうに思います。それでは続いて、時間もありませんので、農林水産副大臣に来ていただいておりますが、今回、ため池が決壊をして七名の方が亡くなった、福島県の須賀川市江花というところでですね。

これは、ため池の決壊ということでのいわゆるハザードマップ的なもの、全国にため池が二十万以上あるそうだけれども、副大臣、これは特に農林水産関係の水の問題だと思えますけれども、今回、現実には決壊をして七名亡くなつていて、こういうことであります。これについて今後、今回の東日本大震災を踏まえてどういうふうにお取り組みになるか、お答えをお願いしたいと思います。

○簡井副大臣 先生御指摘のダム、アースダム方式というのださうでございますが、土で堤、堤体をつくっているダムでございますが、これがほぼ満水状態で百五十万トンの水があるところ、あの大地震の直後に決壊をして一挙に流れ出したために、先生がおっしゃったように七名の死亡、そして行方不明者が一人、さらには橋も二つ流されて、農地も九十万ヘクタールほど土砂の堆積という状況になった、ため池としては最大の被害が生じたわけでございます。

今、これに対して検討委員会を設置して、そこには東北農政局の職員も参画しておりますが、そこでこの原因をはつきりさせるという作業に入ると同時に、先ほどから話がありました、被災された人々に対する生活支援の問題とそれから農地の復旧、これを災害復旧事業として取り組むという形を今一生懸命取り組んでいるところでございます。

○石田(祝)委員 済みません、一言だけ。たしか、全国に二十二万ほどため池があるとい

うことですから、やはり手がなかなか行き届かなくなつてきたため池もあると思います。農業者が減つてきているだとか管理がなかなかできないだとか負担金がかかなか払えないだとか、そういうこともありますので、大きなところ、また下に人家があるところ、そういうところをやはり中心に見直しを、一度点検というものをぜひやっていただきたい、このことを要望して、終わりたいと思います。

○簡井副大臣 今、被災した農地が九十万ヘクタールと言いましたが、九十ヘクタールの間違いでございます。

それと、今言われた点検、調査、これも今やっているし、それからまた、ハザードマップの作成等にも取り組んでいるところでございます。

○石田(祝)委員 ありがとうございます。

○吉田委員 次、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。今回は、被災者生活再建支援金の確実な支払いのために必要な措置であるため、賛成としたいと思います。

首都直下や東南海など大規模な災害があつたときに、被災者生活再建支援法ではもたないだろうというのはいくらでも議論をされてきたことでもあります。震災前の被災者生活再建支援基金残高は五百三十八億円、第一次補正のときには五百二十億円措置して、合わせて一千億円規模ということだったわけですが、これでは、十万人に基礎支援金百万円を支払ふと基金がなくなつちやうということ指摘してきたところであります。

また、全国知事会は大規模災害時には特別法で対応すべきだ、また全額国庫負担だと求めていたと思ひます。五月二十六日の知事会の要望では、この国負担を九五％というところで求めておりました。その考え方は、やはり、災害の規模が非常に大きくなつて十倍くらいの支払いが必要であるろう、それでも、地方に対する負担はこれまでと同じ水準にしてほしい。ということ、その分、国が大きく負担をしてもらう以外はないとい

う考え方だと思ひますし、私もそれが当然だと思つてるところです。さてそこで、今回、結局八〇％に落ちついたのはなぜなのか。特別法ということが議論されていたわけですし、また、発災当初には支援法の改正などということも言われていたわけですが、結局、財特法で処理するということになったのはなぜでしょうか。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。まず、今回の法改正を東日本財特法の改正という形、そういう法形式でやつた理由でございますが、御案内のように、この財特法は、東日本大震災を対象に、平時より高い補助率を定めるなどの特別の助成措置を定めることを趣旨としております。今回の支援金に係る補助金の引き上げの特例もまさにこの趣旨に合致するものであるということから、今回、この東日本大震災財特法の一部改正によつて措置をするということにしたものでございます。

それから次、二点目でございますけれども、八割とした理由でございます。先生御指摘のように、知事会からは、通常二分の一の負担を九五％というふうにしてほしいという要望はいただいております。これにつきまして、まずは今回の住宅被害の大きさ、あるいはそれを背景とした知事会等々の要望を踏まえると、特例措置の必要はあるというふうに我々も思つております。

ただ一方で、この制度は、全都道府県の相互扶助という趣旨の上に成り立っているものでございしますので、そういった本来の趣旨というののも大切にしないでならないというふうには我々は思つておりました。この二つの兼ね合いの中で、この東日本大震災財特法の他の例もいんしやくをして八割というふうにしたというところでございします。この点については、知事会とも何度も議論いたしましたけれども、現時点では知事会の方も納得をしていただいているというふうには我々は認識しております。

○高橋(千)委員 一応知事会も了承したと聞いて

いるので、我々、八〇％じゃ少ないじゃないかという事で反対はしないという趣旨でございます。

ただ、今説明の中で、ちよつと確認したいと思うんですが、相互扶助の精神であるからということだったと思うんですね。そうすると、今の震災で特定の地域の支援にだけ非常に多く国が負担するのは、やはり相互扶助、要するに四十七都道府県あるというバランスからいってもどうかという趣旨でおっしゃっているんですか。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

今回の被害の大きさからしますと、現行の二分の一では必ずしも十分な資金確保はできないという事で、我々も、負担率を高めてほしいという知事会の御要望については理解をしているところでございます。

一方で、被害の大きさということはあるにしても、もともとは相互扶助ということで成り立っている仕組みでございますので、こういう災害にあつても助け合いという精神をぜひ各都道府県においても発揮していただきたいということを我々の方からもお願いをし、それについて知事会の方も一定程度御理解をいただいたというふうに我々は認識をしております。

○高橋(千)委員 もともと、全都道府県の基金造成、もちろん人口割りとか一定の拠出額の違いはあるんですけども、そういうプール制の仕組みでありますので、災害が集中するところとそうでないところというのは当然あるわけですね。だけれども、今、私がちよつと言いたいののは、逆に、相互扶助ということに本当にふさわしいものになつていくのかということとちゃんと考えなければならぬと思うんですね。

その間に行く前にもう一つ質問しますけれども、先ほどちよつと大臣も説明をしていましたように、五百三十八億円、空になったものをもう一度積むんだ、それが都道府県では九月議会で当然予算措置がされるということになつていてと思うんですけども、まずその見通しについてと、今

でも台風がもう既に起こつておりますけれども、他の災害、これからの災害に備えて、基金残高というのは最低どのくらい、最低と言つていいのか余裕を持つていいのか、どのくらい残しておくというのが基本だと考えていらっしゃるのか、伺います。

○原田政府参考人 お答えを申し上げます。

今回、東日本大震災の関係を追加拠出をしていただきますけれども、加えて、基金の積み戻しをしていただくということで、これにつきまして、七月十二日の全国知事会場で、震災前の残額まで二十三年度中に積み戻すということが決定されております。

さらに、その場で、全国知事会長より各都道府県知事に対して、積み戻し分への拠出については、基本的には九月議会で対応するよう要請がされたというふうに聞いておりますので、各都道府県それぞれ事情はあろうかと思ひますけれども、今後、各都道府県において適切に対応されるというふうに理解をしております。

それから、基金の水準、どういふものかということでございますけれども、今回、今申し上げましたように、追加負担分に加えて、とりあえず震災前の残高でございます五百三十八億円まで積み戻していただけたらということで、現時点では、こういつた措置というものは適切なものだというふうに我々も理解をしております。ちなみに、この五百三十八億円という水準でございましてけれども、約二万四千世帯に支援金を支払い可能な額でございます。

一方で、この制度は、創設以来十二年を経過しておりますけれども、今回の大震災を除いて、今まで十二年間で約一万八千世帯に支援金が支払われているということでございまして、備えとしては、五百三十八億円もそれなりの水準ではないかなというふうに思つております。

ただ一方で、より一層の制度の安定性を確保するという観点から、あり得べき基金の水準につきましてはさまざまな意見があることも事実でござ

いますので、引き続き、知事会等ともしっかりと議論をしていきたいというふうに考えております。

○高橋(千)委員 そこで、平野大臣に伺いたいと思います。

今お話があつたように、この制度をつくつてから十二年間、支払いがされたところは一万八千世帯なわけですね。これ自体が非常に少ないじゃないかと。相互扶助という精神に基づいて、プール制で全都道府県が積んできたわけですが、実際に、本当に被災をしていながら支援を受けられていなかった方がたくさんいらっしゃるし、また、それなりの災害でありながらも対象にならなかった自治体などもたくさんあるわけなんです。それをそろそろ考えたらいかがですかということが言いたいわけですね。

例えば、九八年、支援法が成立してから最も支給が多かつたのは新潟県中越地震ですが、これは五千二百七十七件であります。中越地震の半壊や一部損壊を含めた損壊家屋のわずか二・五％にすぎません。また、〇七年に法改正をやつておりますが、それ以後対象となつた中越沖地震は三千三十三件ですが、それでも七・三％にしかすぎません。

これは、先ほど来いろいろな問題が出されているように、対象にならないところがたくさんあるわけですね。大規模半壊以上しか対象にならないという枠の壁、あるいは危険宅地と赤紙が張られていても建物は一歩損壊としかならない、こういう形で認定の壁などなど、これまでいろいろな議論をされてきたわけですね。

そこで、今後はやはり、被災したけれども何の支援も受けられなかつたという被災者がなくなるように、被災者生活再建支援法という名にふさわしい法改正を目指すべきだと思いますが、大臣の問題意識を伺いたいと思います。

○平野国務大臣 もつと被災者生活支援金を受けられるようにすべきだ、見方を変えれば、今の支給基準を少し見直して、できるだけ広い範囲で生

活支援金を支給すべきだ、そういう御意見かと思ひます。

そういう考え方、私も気持ちの上では大いに賛成するところもございまして、何と云つても、これまで支給してきた地域との公平感、不公平感の問題、それから、全体としてこの制度、やはり大きく壊れたところ、あるいは半壊したところというところ、そこにはまず手厚くやりたい、そんな考え方もあるかと思ひます。

そういったことも踏まえまして、さまざまな御意見ございまして、これから検討されるべき課題ではないかというふうに思ひます。

○高橋(千)委員 先ほど来の答弁ではいろいろなことをおっしゃつておりましたけれども、今の答弁は、残念ながら従来と同じだという感じが非常にいたしました。

支給してきた地域との不公平感という言葉をおつしやいましたけれども、この言葉を言つてはだめなんです。何でもかという、阪神・淡路大震災のときは、これから起こる災害との不公平感とかそういうことをおつしやつたんです。ですから、常にそういう言葉は言われるわけで、そのことを言つてしまえば制度は一步も前進することができないんだということで、今起こつてくる事態から見てもやはり前進を図っていくというのは当然だと思うんですね。

今回の未曾有の災害に当たつて、政府は今までにない措置もいろいろやつてきたというのはいふまでもないです。でも、歓迎している声も聞く一方で、やはり肝心の、一人一人の暮らしの再建、住まいの再建、個人補償、この点ではやはり前進ができていないということを指摘しなければなりません。

被災者再建支援法の改正から四年目で、ことしは見直しをしなければならぬ年ですので、思い切つた改善を求めたい。これは指摘にとどめません。

最後に、もう一つ質問したいことがあります。財特法そのものについてですけども、激甚災

害の補助率をかき上げ、横出ししても、現実自己負担もあるんだということはこの間指摘をしてきたところです。同時に、支払いが遅過ぎるという問題です。

先日、気仙沼の漁協へ行ってきたんですけれども、昨年の三月にもチリ地震がありました、津波がありました。激甚災害として補助決定されたんですけれども、一年間一人の職員がかり切りで書類を何度も出して、領収書、何とかかんとか何回も出してやりとりして、やっと実際にお金をもらったのは、ことしの津波があつた後の三月二十八日だそうです。

私、それで、ほかにもそうかということで塩竈にも聞きましました。塩竈も私、直接漁船に乗って調査したところなんです。そうしたら、やはり査定が十一月で支払いは三月三十日だそうです。三月三十日、ことしです。それだと余りにも遅過ぎるんです。

大臣は農水省のキャリアだったので仕組みはよく御存じだと思いますが、これではどうにもならないと思うんですね。今、大規模な災害が起こっています。同じペースでやっていたらもつとおくれますよ。これではちよつと困ります。特別な態勢もとって、発想を大胆に変えて、この何枚も領収書をやりとりするというやり方も見直して、一刻も早く支払いが決まる、そしてお金が出ていく、そういうふうにしてほしいと思いますが、いかがですか。

○平野国務大臣 まず、激甚につきましては、三月十二日に閣議決定をしております。

その後、今委員御指摘のように、大事なことは、災害査定、いかに早くスピーディーにやっていくかということでございますけれども、例えば国土交通省につきましては、設計図書簡素化、机上査定適用限度額の拡大、つまり現地を見なくても書類だけで審査してしまう、あるいは総合単価の使用拡大などにより災害査定事務の大幅な簡素化を図ってきているところでございます。

ただし、一番問題なのは、何といつてもやはりマンパワーでありまして、国交省ではTEC—F ORCEという一種の技術者集団がいるわけですが、けれども、その人たちに国が委託費というのを払って、各市町村に行つてみずから現地を歩いて災害現場の図面をつくる、あるいは査定の図面をつくる、こういった支援もやっております。

現在、災害査定の方は、内陸部の方からスタートしまして、内陸部の災害査定というのはほぼ完了しております。問題は、被害の額の一番多い津波、沿岸地域でございますけれども、これは間もなく始めまして、大車輪でこれをやるべく、今、各事業官庁、その準備を進めているというところでございます。

○高橋(千)委員 今一生懸命お話をされましたけれども、目に見えるような違いが出てくるように、本当に現地は間に合わないという声が上がっていますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○吉田委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。最後になりますが、与えられた時間は十分という時間でありまして、四点、単純明快に答弁をお願いいたします。最後になりますと、重複する部分があるかもしれないんですが、その点は御容赦いただきたいと思ひます。

まず、被災者生活再建支援金に關してお尋ねいたしますが、七月十九日の段階で、申請件数が九万四千八百八十三件と聞いております。他方で、政府は支給世帯数を二十万件と見積もつております。震災から既に四カ月が経過した段階で、申請件数は、これは想定外、少ないんじゃないかというふうに思ふんです。

そこで、なぜこういう数字になっているのか、その背景についてどういうふうにか考へているのか、お願ひします。

○平野国務大臣 二十万件に対して現段階では九万四千件、少ないという御指摘、私も、この数か

から見ますと、決して多い数字だとは思つておりません。

一つの理由は、何といつても、当初の混乱にあつたというふうに思ひます。被災地の中の被災民の混乱、自治体の混乱、それがおさまるまでこういういった手続になかなか入れなかつたということがあるかと思ひます。

あと、被災者側の判断としまして、基礎支援金と加算支援金という、今制度が二つに分かれておりますが、この申請をあわせて行つ、県外避難者の場合、もとの居住地に戻つた後に申請を行うなど、手続的負担が小さい方法を選択して、当面の申請を保留している可能性があるのではないかと、いうことも推測しております。

それから、あと、宮城県、福島県の市町村の一部においては、特に大規模半壊などの判定に時間を要するものについて、罹災証明書の発行がおくられていたということもございします。

一方で、まだ制度が十分に徹底されていないという可能性もございします。したがって、来週にも職員を被災三県に派遣しまして、支援金に係る事務処理の実態の把握と、基礎支援金と加算支援金を別々に申請できることなどの制度のさらなる周知徹底を図つてまいりたいと考えております。

○重野委員 現在の支給状況を見ますと、六万六千四百十三件で、支給額にして六百七億円強となっております。平均すると一件当たり九十二万円程度になるんですが、これは、基礎支援金と加算支援金というのがあるんですが、現在までの支給の大部分は基礎支援金というふうに理解をしいんでしょうか。

○平野国務大臣 そのとおりでございます。

ちなみに、基礎支援金につきましては、全壊については百万円、大規模半壊については五十万円、単身世帯についてはその四分の三、そういう支給基準になっております。

○重野委員 先ほど最初に質問した内容について、当初の混乱があつた、制度の不徹底もあつた

という答弁でありましたが、申請件数九万四千件に対して支給件数が六万六千四百十三件余りで、処理がおくれている。特に四月、五月、六月は飛び抜けておくれれているんですね。

一回目の支給日が四月二十八日だったんですけれども、申請件数千五百十四件に対して二百三十九件、五月が二万二千七百七十三件に対して二万九千二百三十三件、六月が四万五千七百七十七件に対して二万九千二百三十三件、だんだんその差も縮まってきたのであります。七月に入つて、申請件数二万四千七百八十九件に対して、支給件数が一万九千九百六十一件となつています。依然として、追いつかないという状況が解消されております。

そこで、支給のおくれの原因がどこにあるのかということをおくれに掘り下げてみたのであります。が、新聞などでは、国が被災者生活支援法人として指定した財団法人都道府県会館の処理のおくれという点も指摘をされておるんですね。

実際、この法人には、六月初旬に、これに当たる人員が十二人しかいなかったというふうに言われております。この時点での処理率が一三％で、二万七千件が未処理の状態だった、こういうふうに言われております。その後、人員が補充されました、処理速度は徐々に上がつてきました。しかし、七月十九日現在で二万八千四百四十件が未処理。

被災地は本当に普通の状態じゃないわけですから、一刻も早くという言葉が、これは全くそのとおりですよ。一刻も早くという思いは非常に強いものがある。にもかかわらず、こういう状況にあるということとはやはり厳しく反省をすべきやならぬ。

調べてみたんですが、財団の〇九年度の事業報告書を見ると、事業スタートから十一年で、累計で約一万八千件の被災世帯に総額二百三十四億円の支援金を支給した。これが実績だ。年平均しますと、千六百件で、金額で二十一億円。こういう都道府県会館の実態なんです。今回は、政府は二十万件、四千四百億の支給が

あると見込んであるわけですね。ですから、この協会をもつとパワーアップしないと、結果的には地域の予算に、被災地の予算に大変な迷惑をかけるということになると思うし、知事会も、五月二十六日付で、現在の事務体制では支障を来すと認めているんですね。それで、特段の措置をお願いしたいと国に要望を出している。

今、基礎支援金だ、こういうふうに言われましてけれども、今後、これに加えて加算支援金の申請、給付も始まつてくるということになると、これは果たして迅速な給付ができるのか。この点については、体制の整備を即刻検討、実行しないといけないんじゃないかというふうに私は思うんですが、その点については、大臣、どのように受けとめておられますか。

○平野国務大臣 まず現場から、被災者から早く申請を上げてもらう。そして、申請を上げていただいたものについては素早く処理して支給をする、これは基本でございます。

今委員御指摘のように、それを処理しているのが都道府県会館でございます。実はこの体制、四月では四人でございました。その後、五月十二人、六月で五十人というところまで人数は拡大しております。事務処理体制の改善ということで、業務委託方式なども導入しております。

さらに、システムが非常に古いということで、支給システムの刷新を行っております。これらの改善措置の結果、九万四千の申請に対して六万六千まで何とかこぎつけた、まだその差はありますが、これは急速に縮めたいというふうに思っております。

まだ、これでは人が不足でございます。特に、委員が御指摘あつたように、これから基礎支援金だけじゃなくて加算分の支給も始まりますので、最終的には七月中に百人まで増員しまして、その支給の事務に当たりたいというふうに考えております。

○重野委員 最大限の努力を要請しておきます。時間が来ましたが、最後に、半壊、液状化の扱

いについて、結論からいいますと、液状化被害についての認定、判定が、これはその害をこうむつた方々から見れば、ちよつと認識が違ふんじゃないのか。逆に言うところ、非常に厳しい。これは実態論として、意外に液状化の被害というのは、よく見れば非常に厳しい内容になっておるんですね。しかし、それに対応する今の制度の仕組みになつていないんじゃないか。

そこで、結論からいいますと、私は認定基準あるいは適用要件の緩和、こういうものが要だということふうに結論づけるわけです。その点についてどのように考えているか、最後に伺います。

○平野国務大臣 今回の地盤の液状化による住家被害の実態に即した被害認定ができるように、五月二日に従来の制度を見直したということについては重野委員も御承知のとおりかと思ひます。この運用の見直しに当たりましては、現地調査をすれば当然でございますけれども、液状化被害の実態を把握するとともに、学識経験者の意見も伺いながら検討して決めたものでございまして、これをすぐに見直すというのはなかなか難しいかなというふうに考えております。

被災者生活再建支援制度の適用対象を半壊世帯に拡大することについては、本制度は自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し自立した生活再建を支援しまして、被災地の速やかな復興に資することを目的とした制度であるということでありまして、全壊や大規模半壊等の重大な被害を受けた世帯を対象にし、そこに重点的に支援するというところで考えております。こういった制度の趣旨からいいますと、繰り返しになつて恐縮ですが、慎重な対応が必要ではないかというふうに考えております。

なお、住宅が半壊被害を受けた被災者に対しましては、災害救助法に基づく応急修理、これはマキシマムで五十二万円でございますが、こういった制度がございますし、災害復興住宅融資制度による貸し付け、それから税の減免等々の制度があるということとは、ちよつと御紹介させていただき

たいと思います。

○重野委員 以上で終わります。

○吉田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○吉田委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十四分散会

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に改める。
第三章中第五条の次に次の一条を加える。
（被災者生活再建支援金に係る補助の特例）

第五条の二 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定する支援金であつて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第二号に規定する被災世帯となつた世帯の世帯主に対するものに係る国の補助については、同法第十八条の規定の適用については、同条中「二分の一」とあるのは、「五分の四」とする。

2 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

東日本大震災に対処するため、被災者生活再建支援金に係る国の補助率の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。